ハ　五　運用時間⑵中「及び航空機接近警告灯」を「、離陸待機警告灯及び航空機接近警告灯」に変更した。

ニ　七　航空灯火の利用上の特記事項⑴中「、過走帯灯」を「、過走帯灯、離陸待機警告灯」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年十二月十一日

**○国土交通省告示第千八十七号**

福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福岡空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福岡空港内及びその周辺　福岡県福岡市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十五年国土交通省告示第三百七十七号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項の次に次のように追加した。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 離陸待機警告灯 | 発光ダイオード、航空赤の不動光 | 一千四百カンデラ | 滑走路への出入経路と滑走路中心線との接続点上の離陸しようとする航空機から最も見やすい位置から滑走路終端の側に四百五十メートルまでの間に、各灯火の間隔約三十メートル |

ロ　五　運用時間⑵中「及び航空機接近警告灯」を「、離陸待機警告灯及び航空機接近警告灯」に変更した。

ハ　七　航空灯火の利用上の特記事項⑴中「、過走帯灯」を「、過走帯灯、離陸待機警告灯」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年十二月十一日

**○国土交通省告示第千八十八号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第5284号 | つり索の離脱装置 | ＳＲ―４ | 株式会社ニシエフ | 山口県下関市豊北町大字粟野4238番地 |

**○国土交通省告示第千八十九号**

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年五月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第1056号 | 第三種マスト灯 | ＭＬＭ―３Ｂ１ | 株式会社小糸製作所 | 東京都港区高輪４丁目８番３号 |
| 第1057号 | 第四種マスト灯 | ＭＬＭ―３Ａ２ | 〃 | 〃 |
| 第1058号 | 〃 | ＭＬＭ―３Ａ２Ｙ | 〃 | 〃 |
| 第1059号 | 〃 | ＭＬＭ―３Ｂ２ | 〃 | 〃 |
| 第1060号 | 第二種両色灯 | ＭＬＢ―３Ａ２ | 〃 | 〃 |
| 第1061号 | 〃 | ＭＬＢ―３Ｂ２ | 〃 | 〃 |
| 第1062号 | 第二種旋灯（紅） | ＭＬＬ―３Ａ１ | 〃 | 〃 |
| 第1063号 | 〃 | ＭＬＬ―３Ｂ１ | 〃 | 〃 |
| 第1064号 | 第二種旋灯（緑） | ＭＬＲ―３Ａ１ | 〃 | 〃 |
| 第1065号 | 〃 | ＭＬＲ―３Ｂ１ | 〃 | 〃 |
| 第1066号 | 第二種船尾灯 | ＭＬＳ―３Ａ１ | 〃 | 〃 |
| 第1067号 | 〃 | ＭＬＳ―３Ｂ１ | 〃 | 〃 |
| 第1068号 | 第二種白灯 | ＭＬＡ―３Ａ１ | 〃 | 〃 |
| 第1069号 | 〃 | ＭＬＡ―３Ｂ１ | 〃 | 〃 |
| 第1070号 | 第二種紅灯 | ＭＬＥ―３Ａ１ | 〃 | 〃 |
| 第1071号 | 〃 | ＭＬＥ―３Ｂ１ | 〃 | 〃 |
| 第2350号 | 第二種三色灯及び第二種白灯 | ＭＬＣ―３Ａ２ | 〃 | 〃 |
| 第2351号 | 〃 | ＭＬＣ―３Ｂ２ | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第千九十号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十六年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　長崎県石宗地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を普通河川江川内川支流左岸境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線、標柱三号と四号を昭和六十年農林水産省告示第四百七十二号で指定した地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を普通河川江川内川支流右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

長崎県西海市西海町中浦北郷

| | | | |
|---|---|---|---|
| 字流矢 | 二九一六番 | 一号 | |
| | 二九二七番一 | 二号 | |
| 字上石宗 | 三〇四二番 | 三号 | |
| | 三〇四九番一 | 四号 | |
| | 三一〇七番八 | 五号 | |
| | 三〇七四番 | 六号 | |
| | 三一〇五番四 | 七号 | |
| 字下石宗 | 三〇〇〇番 | 八号 | |

二　沖縄県豊原地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号を順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた区域

沖縄県うるま市字豊原

| | | |
|---|---|---|
| 馬仔原 | 七七八番五 | 地先道路敷　一号及び二号 |
| | 七八七番一 | 三号 |
| 下口原 | 六八四番 | 七九四番 |
| | 六七六番 | 七九二番 |
| | 七三五番 | 七九一番 |
| | 七三二番一 | 六八四番 |
| | 七二九番一 | 六七六番 |
| | 七二二番一 | 七三五番 |
| | 七〇四番一 | 七三二番一 |
| | 七〇四番一七 | 七二九番一 |
| 沖縄県うるま市喜仲四丁目 | 七二番一 | 七二二番一 |
| | 地先道路敷 | 七〇四番一 |
| | 七二番一 | 七〇四番一七 |
| | 七三番五 | 八号 |
| | 一〇一番 | 九号 |
| | 一一七番 | 十号 |
| | 一二〇番一 | 十一号 |
| | 一二七番一 | 十二号及び十三号 |
| | | 十四号 |
| | | 十五号から十七号まで |

**○環境省告示第百二十四号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十三日

環境大臣　望月　義夫